

指定居宅介護支援事業重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1. 弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所（以下、当事業所）が提供するサービスについての相談窓口

電話：0422-43-8122

担当：介護支援専門員

* ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2. 当事業所の概要

- (1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名：弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所

所在地：東京都三鷹市下連雀5-2-5

介護保険事業者指定番号：東京都No.1373600079号

サービスを提供する地域：三鷹市東部（下連雀、牟礼、井の頭、新川、中原、北野）

* 上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

- (2) 当事業所の職員体制

管理者：1名 介護支援専門員：3名(常勤、非常勤)

- (3) 営業時間

平日・土曜日…9:00～17:00

休業日……………日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

* 緊急連絡電話：0422-43-3319

3. 当事業所の運営方針

①介護支援専門員等は、ご利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の立場にたって援助を行ないます。

②事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整いたします。

③事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 居宅介護支援ご利用の契約からサービス提供までの流れ及び主な内容

①当事業所の居宅介護支援の概要および重要事項についてご説明の上、契約書を取り交わします。

②前6か月に作成した居宅サービス計画において、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与を位置づけた割合および同一法人によって提供されたものが占める割合について説明します。

③「居宅サービス計画作成依頼届出書」を保険者に提出してください。

④担当させていただく介護支援専門員がご自宅を訪問し、ご利用者、ご家族の生活状況、住環境、今後の在宅生活に関するご要望などについて、お話を伺います。その際、要介護認定を受けておられる方は、「介護保険証」を提示してください。

⑤担当介護支援専門員が、ご利用者の生活上の課題を分析の上、居宅サービス計画の原案を作成し、ご本人・ご家族に説明し、ご理解を得ます。生活上の課題の分析の方法は、課題分析標

準項目を網羅した方式で行います。

- ⑥居宅サービス計画に位置付ける介護保険サービス提供事業者等は、複数の事業所から選択することができます。また、介護保険サービス提供事業者等を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。
- ⑦担当介護支援専門員は、居宅サービス計画に記載されている介護保険サービス提供事業者等及び主治医に居宅サービス計画書を交付すると同時に、連絡・調整を図り、サービスの提供を手配いたします。
- ⑧担当介護支援専門員が、実際に提供された介護保険サービスについて、支給限度もしくはあらかじめ取り決めておいた限度内に収まるよう、継続的にその給付状況を管理いたします。
- ⑨担当介護支援専門員は、少なくとも1月に1回は居宅を訪問し、あるいはテレビ電話装置等を活用し、経過の把握（モニタリング）に努めます。
- ◆テレビ電話装置等によるモニタリングの実施に 同意する 同意しない
- ⑩担当介護支援専門員は、ご利用者の要介護または要支援の認定結果に変更のあった場合、生活状況が変化した場合、サービス提供事業者の変更を希望する場合などには、ご利用者、ご家族の申し出により、生活上の課題の分析を再度行い、居宅サービス計画の修正・変更を行いません。
- ⑪入院の際は、利用者及びその家族から、担当介護支援専門員の氏名を入院先医療機関に提供していただきます。担当介護支援専門員は退院後の在宅生活への円滑な移行等を支援するため、早期に病院と情報共有や連携を図ります。

5. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。居宅介護支援又は予防介護支援の利用料は、別紙「料金表」の通りです。

※介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月当たり上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日三鷹市健康福祉部高齢者支援課の窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

2. (1) のサービスを提供する地域（三鷹市全域）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費、1km当たり50円が必要です。

(3) 解約料

ご利用者は、いつでも契約を解約することができ、一切費用はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、利用の翌月末日までに前月分の請求をいたしますので、利用の翌月末日までに、別途指定する口座にお振込みください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。なお、振り込み以外の方法を希望される場合は、契約時にお申し出下さい。

6. 居宅介護支援の利用にあたってご留意いただきたい事項

(1) 禁止行為

①職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

②職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

③職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(2) 災害や感染症等の対策のための臨時的な措置など、公的な措置に則り、3. に掲げた手順について、居宅訪問の省略など、臨時的な変更を行う場合があります。

(3) 介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出下さい。

7. サービスの終了

(1) ご利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さい、いつでも解約できます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

(3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①ご利用者が介護保険施設等に入所した場合

②介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の、要介護認定区分が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合

③ご利用者自身がお亡くなりになった場合

(4) その他

6. (1)に掲げる禁止行為等により、当事業所の職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発を防止することが著しく困難である等により、ご利用者に対してサービスを提供することが著しく困難になったときは、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. 事故発生時の対応

(1) サービス提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅サービス事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。

(2) サービス提供により、賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

9. 虐待の防止

(1) 当事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る事

②当事業所における高齢者虐待の防止のための指針を整備する事

③当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する事

④高齢者虐待の防止のための指針を適正に実施するための担当者を置く事

1 0. 災害発生時の対応

- (1) 三鷹市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合など、事業継続が困難な状況下においては、別に定める「事業継続計画 (BCP)」に則って可能な限り事業を継続し、あるいは事業を休止します。
- (2) 三鷹市内に震度 5 強以上の地震が発生した場合には、三鷹市との協定に則り福祉避難所の運営を行います。
- (3) 当事業所は災害に備え、計画的に避難訓練、防災訓練、及び BCP 訓練を行います。

1 1. 感染症の予防及びまん延防止と発生時の対応

- (1) 当事業所は感染症の予防及びまん延を防止するため、次に掲げる措置を講じます。
 - ①当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る事
 - ②当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する事
 - ③当事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する事
 - ④感染症の予防及びまん延防止のための指針を適正に実施するための担当者を置く事
- (2) 感染症の発生時には、別に定める「事業継続計画 (BCP)」に則り、可能な限り事業を継続しあるいは事業を休止します。

1 2. サービスの内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当窓口：弘済ケアセンター

責任者：副所長

電話：0422-43-8122

(2) その他、当事業所以外に、下記の苦情窓口にご相談することができます。

三鷹市 健康福祉部 介護保険課 事業者指導係 電話：0422-45-1151

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：03-6238-0177

1 3. 東京都「福祉サービス第三者評価」の受審について

当センターでは、東京都「福祉サービス第三者評価」につきまして、現在までのところ受審はできておりません。今後計画的に受審していく予定です。

1 4. 個人情報の取り扱いについて（秘密保持）

- (1) 利用者ご本人及びご家族に関する個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。
- (2) 利用者ご本人及びご家族に関する個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。
- (3) 同意または依頼のない限り、利用者ご本人及びご家族に関する個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

《個人情報を利用させていただく範囲》

- ①当事業所による適切な居宅介護支援の提供のため
- ②提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ③サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため

- ④居宅サービスの適切な提供のための、他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議など）、照会への回答のため
- ⑤住宅改修工事施工事業者との適切な改修工事の実行のため
- ⑥緊急を要する場合の、医師や救急隊への連絡のため
- ⑦ご家族に対するご本人の心身の状況や利用状況に関する報告のため
- ⑧当事業所のサービスの、維持・改善に資する基礎資料（アンケート等）の作成のため
- ⑨当事業所で行われる職員研修における事例検討のため
- ⑩当事業所で行われる学生等の実習教育のため
- ⑪審査支払い機関（国保連）や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
- ⑫外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
- ⑬損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
- ⑭その他、特に目的を特定の上同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う範囲

《ご利用者の映像・写真について》

利用者ご本人の映像や写真を、当事業所の

ホームページ SNS パンフレット 広報誌 センター内掲示物

に使用することを同意します。（同意するものにチェック）

15. 当法人の概要

法人の種別・名称 社会福祉法人 東京弘済園
 代表者役職・氏名 理事長 森本雄司
 本部所在地・電話番号 東京都三鷹市下連雀5-2-5 電話 0422-43-3319

法人の事業

- a. 養護老人ホーム「弘寿園」
- b. 指定介護老人福祉施設「弘済園」
- c. 指定短期入所生活介護施設「弘済園」
- d. 指定通所介護・認知症対応型通所介護施設「弘済ケアセンター」
- e. 指定通所介護・認知症対応型通所介護施設「三鷹市高齢者センターけやき苑」
- f. 指定居宅介護支援事業所「弘済ケアセンター指定居宅介護支援事業所」
- g. 指定居宅介護支援事業所「けやき苑指定居宅介護支援事業所」
- h. 地域包括支援センター「三鷹市東部地域包括支援センター」
- i. 地域包括支援センター「三鷹市西部地域包括支援センター」
- j. ケアハウス「弘陽園」
- k. 保育園「弘済保育所（おひさま保育園）」

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また、個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ同意します。

令和 年 月 日

利用者	(住所) 東京都三鷹市
	(氏名)
家族代表	(住所)
	(氏名)
	(利用者との続柄)
家族以外の代理人	(住所)
	(氏名)
	(利用者との関係)